

河田嗣郎の家族制度論に おける女性解放の論点

亀 口 ま か

1 はじめに

明治末期から昭和戦前期にかけて活躍した経済学者・社会政策学者であり、大阪商科大学（現大阪市立大学）の初代学長を務めた河田嗣郎（1883-1942）は、女性への視座を学問研究の中に位置づけ、女子教育における良妻賢母主義批判、女性の参政権獲得、そして男女の賃金格差是正をはじめとする女性労働者の待遇改善を主張するなど、男女同権の立場から男女平等を唱えた。⁽¹⁾ただし、女性の政治的経済的自立を熱心に論じた一方で、女性労働者に対する母性保護の必要性を訴えたという点で、母性保護か女性の労働権か、公的領域か私的領域かというような二項対立論では把握できない女性解放論であったことが認められる。このことは、河田の女性解放の論点について、母性保護の是非とはまた別の枠組みから整理する必要があることを示唆する。

河田の女性解放の論点を明らかにするために本稿が着目するのは、河田の家族制度論である。明治末期に始まる学究生活は家族制度研究を皮切りに、婦人問題研究に取り組んでいった。その展開は次のようにまとめられる。

河田は京都帝大法科大学の講師となって2年目の1909（明治42）年、初の単行書である『家族制度ノ発達』を刊行した。自身の卒業論文をまとめたものであった。グロッセ（1862-1927）、モルガン（1818-1881）の研究を始め、シュモラー（1838-1917）の『国民経済学概論』（*Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre*, 1900-1904）、エンゲルス（1820-1895）の『家族・私有財産及び国家の起源』（*Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats*, 1884）を受容し、「家長制大家族」と「小家族」と称される二種の家族制度の形態を挙げたうえで、現在は前者から後者へと漸次移行しつつあるというように、家族の制度的変容を論じた。

『家族制度ノ発達』の翌年、『婦人問題』を刊行し、以降男女同権を論じる一人としてその名が知られていった。その第1編「婦人問題の理論的基礎」の内容は、ジョン・スチュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) の『女性の隷従』(*The Subjection of Women*, 1869) を援用して書かれたものであった。⁽²⁾ この時期は、婦人問題と題する書が相次いで出版され、河田もまた『婦人問題』を刊行し、自身の考えを世に問うたのであり、その主張は同時代において一定の注目を集めるものとなった。⁽³⁾ 本書は、同年に刊行した『社会主義論』とともに、大逆事件による思想統制が強まるなかで問題視され、京都帝大の菊池総長を通じて文部省から自発的絶版を求められ、止む無く応じるという事態に直面した。⁽⁴⁾ 『婦人問題』絶版の理由は、本書が家族制度を批判したことにあつたようだが、この事態に直面した後も婦人問題を家族制度の問題と切離さずに考え続けた。

『婦人問題』(1910) 刊行から2年後に河田は欧米に留学した。⁽⁵⁾ この留学を画期として、河田は女性労働問題に取り組んでいった。留学先のイギリスで第一次世界大戦中のイギリスの女性労働者の状態を目の当たりにした河田は、女性労働者の問題とその組織化に強い関心を置くようになっていった。留学後に取り組んだ女性労働問題研究の一環として、男女の賃金格差是正を唱えた論稿「男子の賃金と女子の賃金」(1920) は、ビアトリス・ウェッブ (Beatrice Webb, 1858-1943) の *The Wages of Men and Women: Should They Be Equal?* (1919) を理論的根拠に用いて書かれた。このビアトリスの論稿を日本に紹介したものとして、1920 (大正9) 年に山川菊栄 (1890-1980) が抄訳を発表したことが知られているが、河田の論稿は山川の抄訳に先駆けて発表されたものであった。⁽⁶⁾

『家族制度ノ発達』から10年後に『家族制度研究』(1919) をまとめた。本書は、『家族制度ノ発達』の一部分とこの10年の間に発表した京都法学会雑誌、国家学会雑誌の論文を再録したものであった。河田は、「学窓匆忙」のためにさらなる家族制度研究の継続の見込みは立たない状況であり、「ただ社会問題という広き立場より之を覩て、時に此の方面に触れたる研究を成し得るに過ぎざるべし」と述べ、家族制度研究に一区切りをつけたと記した。⁽⁷⁾ しかし、「今や、我国に在りても、社会改造の必要の迫れる際、其の根本的講究を為すに就きては、必ずや社会組織の大本を為せる家族制度に及ばざるを得ざるべし」として、とくに経済方面では、「女子労働という特別の問題に関して、家族制度の有する意義は洵に重要なものあり」と述べるなど、河田が大正期以降に関

心を注いでいった女性労働問題においても家族制度を問う視点を持ち続けたことが確認できる。⁽⁸⁾

1924（大正13）年、大正年間を通じて雑誌などに発表してきた家族制度論、女性論を収めた『家族制度と婦人問題』と題する書を刊行した。その序にある「婦人問題は必ず家族制度の問題に関連する」という一文は、明治末期に始まる河田の家族制度研究が、大正年間における婦人問題に常に関心を寄せながら取り組まれていったことを端的に伝えた。⁽⁹⁾

河田の家族制度論については、鹿野政直による次のような興味深い指摘がある。鹿野は、「女性にとって『家』はほとんど抜きさしならぬ重みをもっていた」1920年代という時代に、河田が「婦人問題は必ず家族制度の問題に関連する」と表現したことに注目し、それについて、「著『婦人問題』（隆文館、1910年）によって筆禍を蒙った河田という主体」とあわせて考察する必要があると指摘した。⁽¹⁰⁾ 明治末期の河田の家族制度論について検討した横井敏郎の研究は、初期の家族制度論の展開を明らかにしている。横井は、河田にとって、近代の普遍的、理想的な家族制度は「小家族制度」であり、その創出のために求められたのが女性解放論であったと結論づけている。⁽¹¹⁾ また、加藤千香子の研究は、河田が「男女差別を前提とした賃金制度を正面から問題とする議論」及び「家族賃金」批判を展開したことを指摘している。⁽¹²⁾

このように、河田の家族制度に関する議論が、女性解放との関連で注目されてはいるものの、その検討はいまだ十分に明らかにされてきていない状況にある。とくに、河田の思想と行動の全体をふまえた家族制度論の検討は残された課題である。そのため本稿では、明治末期から大正年間における河田の家族制度論の展開から、女性解放の論点を明らかにする。

本稿ではまず、河田の家族制度論について、小家族をどう評価したのかを整理し、学究生活の初期に家父長制家族制度を批判して以降、小家族への移行と終焉について言及していったことを跡づける。

次に、小家族の終焉を論じた河田の家族制度論における女性解放の論点を、家族のなかの性別分業をどうとらえたのかという視点から明らかにする。具体的な作業としては、第一に河田が女性解放の思想的ベースに置いたミルの女性論について、既婚女性の職業従事に関する見解の相違があったことを示し、河田が家族における性別分業に否定的であったことを指摘する。第二に、河田が示した家族における性別分業の否定は、女性労働問題に関する議論においても貫かれていたことを示す。具体的には、男女間の同一労働同一賃金を主張し、

ピアトリスの男女賃金平等論に依拠して家族賃金論を否定したことを明らかにする。

そして最後に、河田の家族制度論における女性解放の論点がもつ歴史的意義について考えてみたい。家族における性別分業をどう考えるのかという問いは、近代家族論とフェミニズムが問い続けている現代的論点につながる。1980年代以降の日本の近代家族論において、近代家族概念のひとつに男性は公共領域、女性⁽¹³⁾は家内領域という性別分業が掲げられるが、家族の性別分業を問題化していった河田の家族制度論は、近代家族と女性解放の矛盾を先駆的に問うものであったことを指摘する。

2 家父長的家族制度から小家族制度へ

河田の家族制度論が初期の頃から一貫して主張していたのは、家父長的家族制度の批判であった。1909（明治42）年、『家族制度ノ発達』において、家父長的家族は、父権制による権力で統制された家族組織であることを次のように説明した。

父権的家長制ノ大家族ハ読ンテ其名ノ示スカ如ク一家ノ首長タル可キ男子カ絶対ノ統御権ヲ有シ、其下ニ直系及ヒ傍系ノ親族並ヒニ其ノ配偶者カ從属シテ為セル所ノ共同経済体ナルコト既述ノ如シ。而シテ家長タルモノカ男子ニシテ其ノ権力ノ絶大ナルコトハ実ニ此ノ家族組織ノ標章ト見ルヲ得可キ所ナリ⁽¹⁴⁾

この「一家ノ首長タル可キ男子」が「絶対ノ統御権」を持つ「共同経済体」としての家父長制家族は、今や崩壊しつつあるというのが河田の見解であった。なぜなら、「個人主義ノ勃興」、「産業組織ノ革新」という「経済形態ノ変遷」が、家族が持つ生産機能を喪失させ、それに伴って経済組織としての家族組織⁽¹⁵⁾の標章であった家長権が失われていくからである。

そのなかで注目されるのが、河田が家父長的家族制度の崩壊を、女性解放との関連で論じていったことである。1921（大正10）年に雑誌『解放』に寄せた論稿において、個人主義と産業化の進展による家父長制家族制度の崩壊は、「近時民主主義の伝播は家人の家長権に対する服従心を減退せしめ、成人したる男子が漸次独立するは勿論、女子また追々覚醒し自己の人格の独立を要求するに到⁽¹⁶⁾」るというように、女性の自立を促す契機となると論じたのである。

男女同権論を主張する河田は、家父長的家族制度を徹底して批判した。その一方で、夫婦とその子どもから成る小家族制度については、女性解放を妨げない家族制度ととらえていた。河田は『家族制度ノ発達』の補論として1910（明治43）年に発表した論文「家族制度維持ノ必要ト其方法」において、「能ク個人主義的見解ト戻ラズ社会主義的理想ト矛盾セズ能ク両者ノ美点長所ヲ調和シテ将来ノ円満ナル社会生活ノ体様ヲ為ス可キモノハ決シテ或論者が考ウルガ如キ家長的ノ大家族制度ニハ非ズシテ所謂小家族制度ナラザル可カラズ」というように、今後の家族制度は、個人主義とも社会主義とも調和する小家族制度であるべきと考えていた。⁽¹⁷⁾

このように、河田が批判したのは家族制度における家父長制であった。したがって、「家族制度ニシテ対等ノ人格ヲ有スル夫婦ヲ基礎トシテ成ル者ナラハ婦人ノ解放何ソ家族制度ヲ壊サンヤ」と述べた通り、男女間の対等な関係に基づく小家族制度までを批判したわけではなかった。このことは、家族制度と社会主義との関係について論じていたことから明らかにする。河田は、「要スルニ家族制度（小家族制度也）ヲ維持スルコトハ人類社会ニ於ケル総テノ進歩総テノ発達ト矛盾ス可キモノニ非サル而已ナラス、之ヲ維持スルハ即チ極端ナル革命主義ヲ防止スル所以タリ。之レ実ニ吾人ノ所信ニシテ吾人ノ此ノ所信ハ婦人解放ノ主張ト毫モ矛盾スル所ナシ」と述べ、一部の社会主義における家族制度批判とは異なることを強調したうえで、個人主義、社会主義と矛盾しない新しい家族制度としての小家族制度論を展開したのである。

このように河田にとって家族制度の新形態である小家族制度は、一对の対等な男女関係である夫婦を本位とした、女性解放の進展を意味する家族制度として受けとめられていたことがわかる。河田は小家族を、「夫婦ト未タ独立セサル子女トノ結合ヲ以テ成ルモノニシテ其夫婦結合ハ全然排他的ニシテ厳格ナル一夫一婦制」の組織であり、その厳格な「一夫一婦制」は、「婦人ノ解放ニ依リテ成就セラレタリ」と説明し、日本は今が夫婦と子で構成される小家族への移行期にあるとの見解を明らかにしたのである。⁽¹⁸⁾ 1916（大正5）年に雑誌『生活』において発表した「日本の家族制度の現在と将来」では、その流れは「社会生活組織の上の進化に外ならぬ」と述べて、止めるべきではないという考えを明示した。⁽¹⁹⁾

河田が小家族を現在における家族制度の理想であるととらえていたことは、次のような発言からも明らかである。⁽²⁰⁾

吾輩ハ当今ノ小家族組織即チ夫婦及ヒ未婚未独立ノ子女ヨリ為レル家族組織ハ一方能ク個人主義ノ理想ヲ容レ他方又能ク家族主義ノ美質ヲ保持スルヲ得ル好個ノ生活団結トシテ其ノ組織其ノ統制其ノ秩序ヲ発現セシムルニ足ルモノト信セスハ非ス⁽²²⁾

小家族とは家父長制を克服した家族であり、その意味で個人主義の理想と家族主義の美質を保持した「好個ノ生活団結」の形態であるというのが、明治末期における河田の小家族への評価であった。ただし、『家族制度ノ発達』の第四篇「現代一夫一婦制ノ小家族制度」では、小家族制度がやがて崩壊することについて何度も言及されていた。小家族制度の終焉については、次にみていくように、婦人問題研究を進めるなかで明示されていくようになる。

3 小家族制度の終焉へ

1924（大正13）年、河田は、総頁数348頁の『家族制度と婦人問題』の約半分を占める家族制度論の冒頭において、社会組織の基礎である家族制度の理解なしには、個人としても社会の一員としても文化的な生活を営むことはできず、さらには、今日の社会問題と呼ばれる主要な問題を理解することも解決に向けて働きかけることもできないと述べた。この主張からは、大正末期の河田の家族制度論が、先にみた明治末期のそれと比較して、家族制度問題こそ婦人問題解決の鍵を握っているとの見方を一層強調するに至ったと指摘できる。ここでは『家族制度と婦人問題』における河田の小家族制度への言及を整理し、女性解放と家族制度の関係について考察を深めるなかで、小家族の終焉に関する分析を進めていったことを示してみたい。

小家族の終焉について河田は、主として二つの要因を挙げて説明した。一つは、婚姻に対する観念の変化であり、もう一つは、産業の発達に伴う女子職業分野の拡大であった。

まず一つ目の婚姻に対する観念の変化については、具体的には婚姻の回避という傾向があることを次のように指摘した。

婚姻に対する観念が斯の如く変って来たのは、つまり現代に於ては人心が個人主義を徹底的に要求せんとするの風を生じて来たからのことで、独自一己の自由なる生存を得んとするの希望が人々の間に漸く熾ならんとするの風あるからのことである。⁽²³⁾

個人主義による「独自一己の自由」の要求により、婚姻の回避や晩婚化、そして離婚の増加をもたらすという現象が欧米諸国ではすでにみられるようになっているのであり、こうした「婚姻の紐帯の弛緩」が婚姻に対する観念を変化させ、家族組織が動揺してくるのは、河田自身、「洵に当然至極のことと謂わねばならぬ」と述べたのである。⁽²⁴⁾

二つ目の要因として、産業発達が進むことによる女性の職業従事拡大もまた、「家族制度の最後の城塞たる小家族組織」を揺るがす事態を生じさせると指摘し、女性も男性も労働者として外に働きに出れば、「家庭はただ之れ宿泊所たるに過ぎないものになってしまう」として、それは、「不経済なことで、又色々の束縛も之に伴って存する次第だから、家庭生活に対する誘引は此の事情の為に大いに軽減さるるを免れ難い」との考えを示したのである。⁽²⁵⁾

ただし、河田はこれらの現象が日本で直ちに起こってくるとは考えていなかった。小家族崩壊の気運は、欧米諸国によって起こりつつあるのであって、「我国では、今頃やっとのことで家長制が壊れて行きつつある有様である」というように、家長制家族から小家族への制度的以降の段階にあるというのが河田の現状認識であった。⁽²⁶⁾

ただしここで、河田が家族制度を支える道德律は絶対的なものではないと指摘していたことに触れておきたい。河田は、家族制度を支える道德、すなわち「夫婦——然かも一生に涉って離るべからざる一夫一婦としての夫婦——本位の家族組織」という道德律は、元来絶対的なものではなく、国民や時代によって異なり、また変化せざるを得ない性質のものであり、例えば離婚については、「古き家長制の家族道德からいえば、事それ自身として必ず憂うべきことでもなく咎むべきことでもない」との考えを示した。⁽²⁷⁾

このように河田の家族制度論には、家族の制度的変容が性別規範の変容を伴うことを当然ととらえる見方があった。従来の家族制度が依って立っていた道德性は、「自己犠牲の徳だとか、忠実だとか服従だとか云ったような道德」であり、それらは「家長制家族」の変容とともに衰えていき、今後は「個人主義的な諸道德性」が有力となって「自我主張だとか自己自裁だとかいったような傾向が、漸次著明とな」っていくと述べたのである。⁽²⁸⁾

もっとも河田は、家族制度は「壊滅の機運に迫られつつあるものと見るの外はない」としながらも、小家族の終焉を明確に肯定したわけではなかった。⁽²⁹⁾しかし、家族とは社会制度の一つであり、社会における経済的、文化的進歩とともに変遷を遂げていくものであり、その変化は避けられないという考えのもと

で、小家族の終焉をも見据えていたととらえることができる。とくに、女性解放との関連で家族制度問題を考え続けてきた立場からは、個人主義の浸透、女性の職業従事の拡大という社会的変化を踏まえば踏まえるほど、男女一対の家族という形態に対する疑義は深まらざるを得なかったと理解できるのである。

だが昭和期に入ると河田の家族制度論は、次第に個人主義の弊害を論じるようになり、やがて小家族制度の存在意義を明確に主張していくようになる。それはこの頃の河田が精力的に取り組んでいった社会政策の主張をみると明らかになる。例えば1928（昭和3）年に発表された講演記録「社会政策上より見たる個人主義と家族制度主義」では、今日の社会政策の目的が「個人主義に依って社会が非常に不平等になり、それが余り極端になって弊害が現われる」なかで、今度は社会を全体からみて「新しい一つの団体主義」という見地を作り上げていくべきであり、それが夫婦を本位とした小家族制度である⁽²⁹⁾と考えるようになったと述べていたことにより推察される。

ただしここで注目しておきたいのは、河田が、小家族は個人単位の組織であるという理解のもとでその意義を認めていた点である。例えば1931（昭和6）年7月に文部省主催の公民教育講座で講師を務めた際、「要するに今日の社会は、個人を単位にして造られる形をとらなくてはならない筈であります⁽³⁰⁾」との見解を示したうえで、「今日と雖も個人々々でやはり小さき団体を作つて、その団体で以て単位組織を形作る。それは申すまでもなく今日の家庭であります⁽³¹⁾」と述べたように、「小家族」と家長権で統制された家父長的家族制度とを明確に区別していたことが確認されるのであり、小家族とはあくまでも個人単位の組織であることを強調しようとした意図が見出せるのである。

4 女性解放の論点

小家族の終焉を論じた河田の家族制度論には、どのような女性解放の論点が見出せるのだろうか。ここでは、河田が家族のなかの性別分業をどうとらえたのかを、河田が影響受けた2つのイギリス女性論、すなわちミルとピアトリスの議論をいかに受容、吸収したのかに着目して検討する。

(1) ジョン・スチュアート・ミル『女性の隷従』の受容にみる性別分業への懷疑

ミルの『女性の隷従』が日本で始めて翻訳されたのは、1878（明治11）年、深間内基の『男女同権論』であった。しかし、深間内基によって翻訳されたの

は第1章と第2章のみであり、全訳が刊行されたのは1921（大正10）年、野上信幸の『婦人解放の原理』であった。金子幸子の研究は、全訳は大正期に入って相次いで刊行されていったが、その先駆を成したのが河田嗣郎の『婦人問題』であったとの指摘がなされている。⁽³³⁾ただし河田の書では、ミルとは異なる見解が示されており、単なる翻訳の書に位置づくものではなく、河田の独自の女性解放の主張が展開されている。具体的には、既婚女性の職業従事に関する見解の相違が認められるのであり、そこに河田の女性解放論としての特徴を見出すことができる。

既婚女性の職業従事について、まずミルの考えを確認してみたい。ミルは「女性が自分の財産をもたないときには、働いて収入をうるだけの實力は、彼女の尊厳のために欠くことはできない」として、結婚しない女性の労働には肯定的であった。⁽³⁴⁾しかし、「男性が職業をえらぶ場合とおなじく、女性が結婚をする場合には、一生この目的に必要なかぎり家政と育児とを自己の第一の任務として選んだものと解するのが当然である」と述べ、「それゆえ、戸外における職業、あるいは家庭においてはできないような職業」は「事実上大部分の既婚女性に禁止さるべきであろう」との見解を示したのである。⁽³⁵⁾このようにミルは、既婚女性の職業従事を否定し、「男性が稼いで収入を得、妻が家計を管理するという世間一般のやり方」は、「夫婦間のきわめて合理的な分業」であると考えていたことが確認できる。⁽³⁶⁾

男女の従属関係は認めないものの、家庭内における男女の分業を肯定したミルの女性論については、かつて水田珠枝が次のように指摘していたことが注目される。すなわちミルは、一般に特性とみられているものは、環境によってつくられたのだと批判しながらも、現実の男女間の不平等を是正するために、まずは女性の特性とみられているものを評価し、それを当面の女性の能力として認めたという指摘である。⁽³⁷⁾このことをふまえると、家族における性別分業の肯定が、ミルの女性論の特徴のひとつであったととらえることができる。

この点について、河田はどのように受容したのだろうか。まず男女の差異について河田は、「男女精神能力の差異が幾許の程度まで先天的にして幾何の程度まで人為的なるかと言うことなるが、之れは真に未知の問題にして実は到底人智を以て今より知るを得可き問題には非ざる也」と述べた。⁽³⁸⁾この部分は、ミルが「男性と女性とのあいだの精神的な相違のうちでどれだけが自然でありどれだけが自然でないか、またそもそも自然の相違なるものがあるのか、あるいは、不自然な原因をみなとり除いてしまえばどんな自然の性格があらわれるの

か、これらはみな今日では何とも決めえない問題⁽³⁹⁾」と述べていた部分の引用であることがわかる。

しかし、ミルが結婚が女性にもたらした抑圧の現状を論じた第2章と河田の『婦人問題』とを照合してみると、ミルが家庭における男女の分業を肯定する部分を引用せず、かわりに自らの著書『家族制度ノ発達』の内容を引き写していたことが確認できる。このことは河田のミルの受容の特質として注目される点である。すなわち、男女の差異を自然とみなすことに懐疑的なミルの視点に最も注目し、影響を受けた一方で、ミルが肯定した性別分業論には与せず、既婚女性の職業従事を含めた徹底した男女同権論を展開したのである。

(2) 家族賃金論を超えて—ビアトリス・ウェッブの男女賃金平等論の吸収

『婦人問題』(1910)刊行から2年後に河田は欧米に留学した。この留学を画期として、河田は女性労働問題に取り組んでいった。河田が示した家族における性別分業の否定は、女性労働問題に関する議論においても貫かれたのであり、ここでは、男女間の同一労働同一賃金を主張した河田の議論について、彼が依拠したビアトリスの男女賃金平等論をいかに吸収したのかに注目して明らかにしてみたい。

1912(明治45年・大正元)年、河田は2年8ヶ月間、独・英・米・仏に留学した。留学中の1914(大正3)年7月28日に第一次世界大戦が勃発した。『大阪朝日新聞』には、ロンドンより、開戦3ヶ月後のイギリスの労働状況を知らせた河田の記事がある。河田は、流行奢侈に属する生産業における女性労働者の状態が良くないとして、産業の衰えによる雇用調整の矛先がまず女性に向かうことは了解しやすいところであると報告した。第一次世界大戦前後のイギリスの女性労働者の状態を目の当たりにした河田は、帰国後、女性労働問題研究へ乗り出していった。1919(大正8)年には、社会政策学会が初の討議題目に「女子労働問題」を掲げたが、河田はその討議の報告者を務めた。

女性労働者の地位を、男性と対等にするという政策が必要不可欠であるという観点から、とくに河田が熱心に主張したのが、女性労働者の賃金問題であり、その主張の根拠に置いたのがビアトリスの男女賃金平等論であった。1920(大正9)年、前年の社会政策学会第12回大会での報告の補論として、雑誌『改造』に「男子の賃金と女子の賃金」と題する論文を発表し、男女間の賃金格差を徹底的に批判したが、それは、ビアトリスが少数意見としてフェビアン協会に発表した委員会報告掲載の論文 *The Wages of Men and Women: Should*

They Be Equal? (1919)⁽⁴¹⁾ を、河田がコンパクトにまとめた論文であった。

ビアトリスの議論の受容からみえてくるのは、河田が、女性の賃金労働における処遇を家族内の性別分業と切離す視点を持っていたことである。河田は、「従来の賃金の決定に関しては、男子の賃金に於ても女子の賃金に於ても、殆ど何等明確なる原則の立てられたるものなく」、それどころか「女子が因襲的に男子よりも一般に劣れる者として、社会生活上に其の待遇を受けて居る」結果であると述べた。このことは、男女間の賃金をめぐる不平等は、女性が置かれた社会生活上の待遇の一環であること、とりわけ家族における性別分業が女性の低い賃金を正当化してしまっていることを指摘するものであった。

ビアトリスは、女性の低い賃金を正当化する原則として家族賃金を挙げる。女性は家族の扶養義務を持たないことが当然視されているため、家族を養う男性労働者にのみ家族賃金が適応される。その結果、女性の低い賃金は正当化されるのである。河田は、この主張に依拠し、「男子労働者たると女子労働者たるとを問わず、各人は其の自己の生存に必要な限度を最低として」労働の効用に応じて賃金が支払われるべきであることは、「個人主義的基礎の上に立つ経済組織」では当然のことであり、「各個人が単位」として経済組織をつくっているのであって、「家族団体」ではないというように、家族賃金の原則を明確に否定したのである。⁽⁴³⁾

このように河田の女性労働問題へのアプローチには、男性労働者のみが家族の扶養義務を担うとみなされてきたことに異を唱え、男女間における賃金の不平等を問題視していったことがわかる。ここに、家族における性別分業を問うという河田の女性解放の論点が見出せるのである。

5 家族制度と女性解放の矛盾

最後に、河田の家族制度論における女性解放の論点がもつ歴史的意義について考えてみたい。河田の議論にみられる家族の性別分業をどう考えるのかという問いは、近代家族論とフェミニズムが問い続けている現代的論点につながる。結論を先に示せば、家族の性別分業を問題化していった河田の家族制度論は、近代家族が抱える女性解放との矛盾を先駆的に問うものであった。このことについて、河田が小家族における男女間の権力関係に着目していたこと、そして小家族制度は一对の男女による生殖活動を伴う結びつきを核とするという意味で「生物学上の構造物」とであると述べていたことを根拠として指摘してみたい。

河田は、家族のなかで女性は家長だけでなく夫に従属するということに視点

を置いていた。

一般的に家長制の家族制度の下に在つては、女子は男子に依つて支配せられ、一家の女子は家長に従属し、妻は夫に従属し、家長たらざる男子の妻は夫に従属とすると同時に家長の支配下に立つものである。即ち女子は一家属^{ママ}としても、妻としても、独立の人格者として社会の一員たる資格は之⁽⁴⁵⁾を有することが出来ないで、常に夫及び家長の後見の下に在るものとする。

この視点は、大正年間を通じて家族制度と婦人問題との関連に関心を深めていった河田が、一夫一婦制が完成した家族制度のもとでもなお、夫からの支配という男女の権力関係の継続性をとらえていたことを示している。

そして、河田は家族という制度は男女同権とどうしても矛盾してしまうことを次のように説明した。

茲に於てか文化弥々進み、教育が男女に涉つて平均的に行われて、女子がその人格の価値に関する自覚を得、男子亦女子の人格を尊重すべき理由を解するに至れば、家族制度は其の父権の色彩を漸次に脱却せざるを得ないで、終に男女同権の下に於ける一夫一婦制を基礎とする新たな組織として、最後の発達を遂げ、終には制度として潰滅するに至るなきやを危まる⁽⁴⁶⁾に至るものである。

「文化の進歩」によって人格上の平等が一般に認められるようになる。女性であるがゆえに男性に対して全般的に劣るとすることは、全く理由が無いと考えられるようになり、それらを男性が承認するに至る。そして、女性自身が、自ら古来の習俗の不合理的を喝破し、社会生存上において、男女の地位の対等平等を主張し、従来女性に認められなかった権利を要求し始める。こうした人格の価値の平等に関する女性の自覚が、家長制からの脱却を促し、やがては家族制度そのものの終焉へと導いていくというのが、大正末期における河田の家族制度論の着地点であった。かつては理想とした小家族の終焉の気運を否定せず、家族制度に代わる新たな組織の構築をうながす河田の姿勢に、近代家族と女性解放の矛盾をとらえる家族制度論のひとつの到達点を見出すことができるのである。

続いて注目したいのが、河田が家族制度を「生物学上の構造物」と述べてい

たことである。河田によれば、家族制度は「夫婦は性の相違」により、「親子は血縁」により結合する組織であるというように、「自然的に具有する性能に依って結び付いた」社会制度であると同時に「一の自然的なる生物学上の構造物」であった⁽⁴⁷⁾。したがって例えば、子どもを産むことがない夫婦結合は、夫婦個人としては成功であっても、社会的には失敗ということになる⁽⁴⁸⁾。「生物学上の構造物」という表現の含意は、家族制度とは、一对の男女による生殖活動を伴う結びつきを核とする社会制度であるというものであった。

このように、家族制度を「生物学上の構造物」とらえた河田の家族制度論は、近代家族と女性解放の矛盾を先駆的に問うものであったと考える。

「生物学上の構造物」である家族は、「男女の性の区別にあくまで拘泥し、これに社会的意義を附して、その区別により男女の社会的生存上に於ける待遇をまで異にし、依然として女子のその差別的待遇に置いて、その埒外に出づるを許さない⁽⁴⁹⁾」というように、「男女の性の区別」に「拘泥」する制度である。河田には、この「男女の性の区別」に「拘泥」することこそ、女性の社会的待遇における差別の維持を可能にするものと受けとめられた。つまり、家族制度とともに女性解放について考え続けてきた河田からすれば、生物学上の差異を強調することは社会的に造られてきた差別を肯定することにつながるものであり、そのような性別の構築性を指摘する視点からは、生物学上の差異としての性別に基づく構造物である家族制度は、女性解放の実現と抵触するということが理解されていたと指摘できる。河田は、家族制度は「その形こそ異れ、またその団体の大小こそ異れ、更には又その団体組織の様式こそ異れ、皆これ団体主義の産物」であり、そしてその「団体主義は言う迄もなく没人格主義である⁽⁵⁰⁾」と明確に述べたのである。

家族制度は、男女の性的区別に拘泥する「没人格主義」の組織であるという河田の家族制度論は、1960年代後半以降から欧米、日本で展開されたウーマンリブが「家族」を女性の抑圧の基盤として解明した主張と重なる。例えばケイト・ミレットは『性の政治学』(1970)において「子女の再生産と社会化というきわめて重大な機能が家族の枠内でのみおこなわれるようにするために、父権制家族は嫡出に固執する⁽⁵¹⁾」と述べた。このミレットが言う「嫡出に固執する」、いわゆる生殖家族は、まさに河田が言う「生物学上の構造物」としての家族の意味と重なるものであったと指摘できるのである。ミレットの議論に先立ち、河田が1920年代にはすでに、女性の抑圧構造の解明に「家族」は外せない領域であるとしていたうえで、その家族を「生物学上の構造物」と言い当て

たことは時代に先駆けた発見であった。

6 おわりに

明治末期から大正年間を通じて展開された河田の家族制度論は、学究生活の初期から女性解放の関係を問い続けた。河田が女性解放の論点に置いたのは、家族における性別分業であった。家族における性別分業を超えなければ、女性解放は実現しないと河田は考えたことがみえてくるのである。ミルの女性論の受容、ピアトリスの男女賃金平等論の吸収の検討を通じて明らかになったのは、家族の性別分業の是非という女性解放の論点である。

そして河田が家族を理想の家族制度としながらも、時代を経るにつれて小家族制度の終焉をも視野に入れるに至ったのは、家族制度と女性解放の矛盾に気づいたからであると指摘できる。家族における性別分業を否定した河田は、家族制度を「生物学上の構造物」とであると表現し、男女の性的区別に拘泥する「没人格主義」の組織であると考えていた。明治民法が規定する家長制であっても、新しい社会制度としての小家族であっても、「自然的なる生物学上の構造物」としての家族団体であることには変わりがない。この河田の理解は、女性の男性に対する従属は家父長制家族だけではなく、小家族においても貫かれるという近代家族論とフェミニズムが問い続けている現代的論点とのつながりが指摘できるのである。

だが河田の家族制度論は、1930年代に入ると小家族制度を「新しい一つの団体主義」という見地を作り上げていくべきであると述べていたこともまた明らかになった。この家族制度に対する認識の変化は、この時期以降の河田が社会政策学の体系化に乗り出していくことと無関係ではない。筆者がすでに明らかにしてきたことをふまえれば、このような研究動向からは、夫婦を本位とした小家族制度の内側において女性の自立をとらえていこうとする男女平等思想としての営為がみえてくる。そうした家族制度と女性解放をめぐるその後の展開についての検討を今後の課題としたい。

付記

本稿は、2013年度にお茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科に提出した博士論文の一部に加筆修正を行ったものである。

注

(1) 筆者はこれまで、近代日本の男女平等思想の一潮流として、河田の生涯と思想

を考察の対象に置き、そこに流れる河田の性別認識の解明を試みる研究を継続して行っている（「河田嗣郎の『男女平等』思想とジェンダー」お茶の水女子大学ジェンダー研究センター年報『ジェンダー研究』第6号、2003年3月、109-122頁；「河田嗣郎における『婦人問題』の視点—女子教育論の前提として—」

『龍谷大学教育学会紀要』第5号、2006年3月、33-47頁；「河田嗣郎における女性論の形成過程—女性の教育と労働の問題を中心に—」『奈良教育大学紀要』第60巻第1号、2011年11月、1-8頁；「河田嗣郎の公民教育論におけるジェンダー平等思想」『日本社会教育学会紀要』第49第1号、2013年2月、21-30頁；「河田嗣郎の経済教育論—女性に対する主体形成の論理に注目して—」『龍谷大学教育学会紀要』第15号、2016年3月、41-56頁）。

- (2) Mill, John Stuart, *The Subjection of Women*. London: Longmans, 1869, 1869², 1870³, 1878⁴, 1883⁵. *The Subjection of Women*, edited with introductory analysis by Stanton Coit. London: Longmans, 1906, 1909², 1911³, 1924⁴. 本稿では引用にあたって大内兵衛・大内節子訳『女性の解放』岩波文庫、1957年を用いた。大内らは、訳出にあたって、底本に、Stanton Coit 編（1924年刊）を用いたと述べている。なお、河田が用いた原著の特定は今後の課題である。
- (3) 河田の議論は、先行研究で明らかにしてきているように、女性解放に反対する立場、賛成する立場それぞれと議論を戦わすことになるのであり、このことは、河田の婦人問題に関する主張が保守側からも革新側からも注意を引くものであったことを端的に示している。
- (4) 京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』京都大学後援会、1997年、201-203頁。
- (5) 河田の留学について、1912（明治45・大正元）年9月の『京都法学会雑誌』では、「河田助教授の渡欧」の見出しで「今回経済学研究ノ為メ欧米国留学ヲ命セラレタル同助教授ハ八月十七日神戸港ヨリ汽船三島丸ニ搭乗渡欧ノ途ニ就カレタリ」とある。留学期間は、同年8月17日から1915（大正4）年4月21日までの2年8ヶ月間であった。
- (6) 山川菊栄は、河田が発表した年に同じく雑誌『改造』にて「性的差別待遇撤廃論（男女賃銀問題の研究）」と題する抄訳を刊行した。河田は5月号、山川は8月号と相次いで発表されたことは、ピアトリスの論文が同時期に日本で注目されていた事実を端的に伝えるとともに、河田、山川の主張のつながりを示すものとして注目される。
- (7) 河田嗣郎『家族制度研究』弘文堂書房、1919年、1頁。引用に際しては、漢字は新字体に改めた。以下同様。
- (8) 同、2頁。
- (9) 河田嗣郎『家族制度と婦人問題』改造社、1924年、1頁。
- (10) 鹿野政直『鹿野政直思想史論集』第2巻、岩波書店、2007年、7頁。
- (11) 横田敏郎「明治末期における自由主義的社会政策論の一類型—河田嗣郎の家族制度論と国家観—」『立命館大学人文科学研究所紀要』第65号、1996年、79頁。
- (12) 加藤千香子『近代日本の国民統合とジェンダー』日本経済評論社、2014年、

184頁。

- (13) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房, 1989年。
- (14) 河田嗣郎『家族制度ノ発達』(法律学経済学研究叢書 第4冊) 京都法学会, 1909年, 94-95頁。
- (15) 同, 122頁。
- (16) 河田嗣郎「家族制度の崩壊と我國民性」『解放』第3巻第4号, 1921年, 249頁。
- (17) 河田嗣郎「家族制度維持ノ必要ト其方法」『国家学会雑誌』第24巻第3号, 1910年, 47頁。
- (18) 河田嗣郎「家族制度ノ崩壊カ社会生活ニ及ホス影響」『京都法学会雑誌』第6巻第2号, 京都帝国大学京都法学会, 1911年, 122頁。
- (19) 同
- (20) 河田嗣郎, 前掲『家族ノ発達』, 124頁。
- (21) 河田嗣郎「日本の家族制度の現在と将来」『生活』第4巻第2号, 1916年, 57頁。
- (22) 河田嗣郎, 前掲『家族ノ発達』, 187頁。
- (23) 河田嗣郎, 前掲『家族制度と婦人問題』, 135-136頁。
- (24) 同, 137頁。
- (25) 同, 138-139頁。
- (26) 同, 143頁。
- (27) 同, 151頁。
- (28) 同, 152頁。
- (29) 同
- (30) 河田嗣郎「社会政策上より見たる個人主義と家族制度主義」『社会事業研究』第16巻第4号, 1928年, 121頁。
- (31) 河田嗣郎「現代經濟生活の根本秩序」文部省『最新公民科資料精説』帝国公民教育協会, 1931年, 13頁。
- (32) 同, 16頁。
- (33) 金子幸子『近代日本女性論の系譜』不二出版, 1999年, 61頁。
- (34) J. S. ミル, 大内兵衛・大内節子訳, 前掲『女性の解放』, 109頁。
- (35) 同, 110頁。
- (36) 同, 108頁。
- (37) 水田珠枝『ミル「女性の解放」を読む』岩波書店, 1984年, 217-218頁。
- (38) 河田嗣郎『婦人問題』隆文館, 1910〈復刻版〉『近代名著選集』第4巻, 日本図書センター, 1982年, 115頁。
- (39) J. S. ミル, 大内兵衛・大内節子訳, 前掲『女性の解放』, 139頁。
- (40) 河田嗣郎「戦争と失業者: 倫敦」『大阪朝日新聞』1914年12月27日, 4面。
- (41) 1918年, ピアトリスが「女性工業労働についての戦時内閣委員会」に一人で提出した報告書をもとに書いた(船木恵子「ピアトリス・ウェップの男女同一賃金論—1919年女性工業労働についての戦時内閣委員会 少数派報告書の分析—」『武蔵大学総合研究所紀要』20, 2010年)。

- (42) 河田嗣郎「男子の賃金と女子の賃金」『改造』第2巻5号, 1920年, 3頁。
- (43) Webb, Beatrice, *The Wages of Men and Women: Should They Be Equal?* The Fabian Society, 1919, p. 17.
- (44) 河田嗣郎, 前掲「男子の賃金と女子の賃金」, 11頁。
- (45) 河田嗣郎, 前掲『家族制度と婦人問題』, 92頁。
- (46) 同, 106頁。
- (47) 同, 10頁。
- (48) 同, 11頁。
- (49) 同
- (50) 河田嗣郎「女人の性礼拝」『婦人公論』第9巻第1号, 1924年, 9頁。
- (51) ケイト・ミレット, 藤枝渥子 [ほか] 共訳『性の政治学』ドメス出版, 1985年, 87頁 (Kate Millett, *Sexual Politics*. New York: Doubleday, 1970)。

キーワード 河田嗣郎 家族制度論 近代家族 家父長制 女性解放